

第12回 7人の逮捕

2002年11月1日、警視庁公安部は加害者7名を「強要罪」の容疑で逮捕、22日に全員が起訴されました。被告7名の刑事裁判は、2003年2月25日から60回もの公判が続き、JR東労組は傍聴券確保のため、毎回、1,000名~3,000名超の組合員を動員し、傍聴席を占拠しようとしてきました。ところで、斉藤・小黒被告は、捜査段階で強要の事実を認める供述をしていました。斉藤は、吉田氏への行為に対する反省を述べ、JR東労組に対する怒りの心情を吐露しています。そして2007年7月17日、東京地裁は全員に懲役2年~1年の有罪判決を言い渡しました。被告らは判決を不服として即日控訴しました。

JR東日本はこの判決を受け、2007年8月30日、斉藤被告を除く社員籍のある6名全員を懲戒解雇しました。処分の理由は「この行為は、職場秩序を著しく乱し、また、会社の信用を著しく失墜せしめたものであり、社員として極めて不都合であるため」というものです。JR東労組はこれに激しく反発して声明を發し、会社に抗議しました。なお、JR東労組は被告7名を、勾留日数(344日)にちなんで、「美世志会」と名づけて英雄視し、全員をJR総連やJR東労組の役職員として組合費で雇用しています。

そして、これを契機にJR東労組に対する会社姿勢に変化が表れ、JR東日本は毅然とした姿勢を貫いています。会社は10月の団体交渉で処分事由について「社会通念・過去事例に照らして妥当」「刑法犯は一審判決で(処分を)出すのは社会通念上妥当だと思っている」と回答しています。常務取締役の発言については、マンガに掲載の通りです。

真実はひとつ、被害者救済へ大きく前進！

被害者である吉田光晴氏は、会社の姿勢の変化をみて、JR連合の全面支援の下に復職を目指すことを決意しました。2007年12月6日、JR東日本を相手に、復職を求めて東京地裁に民事提訴しました。会社は事実経過を概ね認め、裁判は大詰めを迎えています。

他方、懲戒解雇された被告6名が提訴した処分無効を求める民事訴訟に対して、JR東日本は「原告らの行為は、被告の職務上の規律を著しく乱し、一般社員に及ぼした負の影響は計り知れない」などと主張し、被告らを断罪する会社の姿勢は一貫しています。

刑事裁判の控訴審は、2008年12月15日に第1回公判が開かれます。JR東労組は大弁護団を結成し「国家意思による弾圧」「吉田は東労組破壊の表の主人公」などと荒唐無稽な主張をしていますが、事件の真実は明らかです。被告らが吉田氏に行った行為は、正当な労働組合活動ではなく、人間の尊厳を否定し人生を破壊する、きわめて悪質な犯罪であり、決して「えん罪」ではないのです。「積極攻撃型組織防衛論」を誇り、糾弾行為を正当化し、微塵の反省もない組織は労働組合とは言えません。そのような組織が、JR東日本の経営のパートナーであってよいはずはないと考えます。(完)

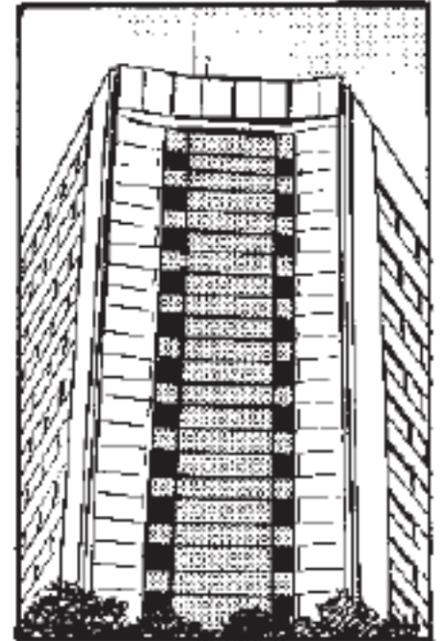
[第11部]

7人の逮捕

そして、
2002年11月1日
「強要罪」でJR東労組
大宮地本の梁次邦夫
副委員長ら7人が
逮捕された



吉田氏の告訴があり
警視庁公安部は
捜査を進めた



上原潤一
浦和電車区分会長

山田知
大宮地本青年部事務長

梁次邦夫
大宮地本副委員長

彼ら7人は
全員起訴された

齋藤秀一
分会執行委員

八ツ田富男
分会運転士分科会
常任委員

小黑加久則
分会執行委員

大淵慶逸
分会組合員



マスコミも
この事件に
大きな関心を
示した



だが、東労組が
どんな理屈を言い
立てようが――

被告人らは
本件犯行に
つき
不自然・不合理な
弁解を繰り返して
おり
反省の情は全く
認められない

4年有余の公判は59回に及び
そして7人全員に懲役
1〜2年（執行猶予付き）の
有罪判決が下された。



この判決を受けJR東日本は6名
（1名はすでに退職）を懲戒解雇した
だが、東労組は、「不当判決」
だとして控訴

また、6人の
懲戒解雇を不当処分
だと抗議した

不当解雇だ！

処分を
撤回しろ！



しかし、
この解雇処分
について会社側は
毅然とした
態度をとった

会社としては
当然の処分を
行ったと
思っています

JR東日本・
常務取締役



処分を
出さなければ
社会一般から
見て
異常な
会社だと
言われて
しまいます



